

福岡医発第 496 号 (地)
令和 6 年 5 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が成立、施行され、旧優生保護法一時金の支給の請求期限が令和 6 年 4 月 23 日から令和 11 年 4 月 23 日に 5 年延長された旨、別添のとおりこども家庭庁成育局より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本通知は、改めて、請求者にかかる記録の調査、診断書作成、制度の周知等及び当該資料が適切に保全されるよう、医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について協力を依頼するものです。詳細については以下のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 請求者にかかる記録の調査等

一時金支給の認定の判断は、請求者から提出のあった請求書その他の書類に加え、請求者が当時、優生手術等を受けたことについて、都道府県や関係機関に残っている記録、又はこれらの機関に在職している職員が知っている事実の聴取録に基づいて行われること。

旧優生保護法が施行されていた当時、国内の医療機関においては、優生手術に係る都道府県優生保護審査会への申請や、優生手術等が行われていた事実が認められることから、請求者について、都道府県優生保護審査会への申請記録や手術にかかるカルテ等の記録が医療機関に残っている可能性があること。

都道府県に記録が残っていない場合であっても、①医療機関に記録が残っているか、②医療機関に記録が残っていても、在職している医師や職員から当該請求者に係る優生手術の実施に関する事実の聴取が得られるのであれば、認定にあたっての重要な判断材料となること。

実際の医療機関への調査の依頼については、請求を受け付けた都道府県から個別の請求者ごとに行われるため、実際の調査は、具体的に優生手術等が行われた時期が特定さ

れている中、その範囲内で行うことが基本であり、都道府県から調査依頼を受けた場合には、可能な限り速やかに調査し、回答していただきたいこと。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）第 18 条第 3 項第 1 号及び第 27 条第 1 項第 1 号の、利用目的の制限や第三者提供に当たっての制限の適用除外となること。

2. 診断書作成等

（1）受診者への配慮等

本一時金については、対象となる方の多くが、疾病や障害を抱えた方であることが想定されるとともに、診断書作成のために医療機関を受診することに心理的な抵抗があることも考えられることを踏まえ、各医療機関においては、診断書の取得のために受診した方について、特段の配慮を行っていただきたいこと。

施行規則において、本一時金を請求する際には、請求者は、「請求にかかる生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書」を請求書に添付することとされていること。

（2）診断書の周知

診断書については、こども家庭庁において、様式（別添 1）を作成し、対象者の方や、請求受付の窓口となる都道府県に示しているため、必要に応じて医療機関にも備え付けていただきたいこと。

（3）診断書の作成料等

診断書の作成に関しては、一時金の支給認定後に請求者に対し、診断料及び診断書作成料が支払われるが、請求者が診断料及び診断書作成料の支払いを受けるにあたっては、請求書提出の際に、これらの額等が記載された支給申請書を添付する必要があること。これについても、こども家庭庁で様式（別添 2）を作成し、対象者の方や請求受付の窓口となる都道府県に示しているため、必要に応じて医療機関に備え付けていただきたいこと。国から請求者に対して支払われる診断書の作成にかかる費用の上限は、施行規則において、診断料については健康保険の診療方針及び診療報酬の例により算定されるものとし、診断書作成料については 5 千円とされていること。

<添付資料>

別添 1：旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書

別添 2：旧優生保護法一時金支給請求に関する診断料等支給申請書

別添 3：診断書記載の手引き

別添 4：旧優生保護法一時金ポスター

別添 5：旧優生保護法一時金リーフレット

別添 6：分かりやすい旧優生保護法一時金リーフレット

別添 7：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律関係資料

日医発第 199 号(健Ⅱ)

令和 6 年 4 月 1 6 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

渡 辺 弘 司

濱 口 欣 也

(公印省略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（協力依頼）

今般、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が成立、施行され、旧優生保護法一時金の支給の請求期限が令和 6 年 4 月 23 日から令和 11 年 4 月 23 日に 5 年延長されたことから、こども家庭庁より本会に対して別紙の協力依頼がありました。

本通知は、改めて、請求者にかかる記録の調査、診断書作成、制度の周知等への協力を依頼するものです。

あわせて、当該資料が適切に保全されるよう、医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について事務連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関への周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

こ 成 母 第 180 号
令和 6 年 4 月 5 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「法」という。）」に規定されている一時金の支給の請求期限を5年延長する「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第12号）」が令和6年3月29日に成立し、本日施行されました。

今後も引き続き、こども家庭庁としては、対象となる方々からの請求に基づき、一時金の支給事務を行うこととなりますが、貴会におかれましても、下記の事項につき、ご理解、ご協力をいただきますとともに、都道府県医師会を通じ管下の医療機関等にも周知して頂きますようよろしくお願いします。

記

1. 請求者にかかる記録の調査等

一時金支給の認定の判断は、請求者から提出のあった請求書その他の書類に加え、請求者が当時、優生手術等を受けたことについて、都道府県や関係機関に残っている記録、又はこれらの機関に在職している職員が知っている事実の聴取録に基づいて行うこととなります。

旧優生保護法が施行されていた当時、国内の医療機関においては、優生手術に係る都道府県優生保護審査会への申請や、優生手術等が行われていた事実が認められることから、請求者について、都道府県優生保護審査会への申請記録や手術にかかるカルテ等の記録が医療機関に残っている可能性があります。

都道府県に記録が残っていない場合であっても、①医療機関に記録が残って

いるか、②医療機関に記録が残っていなくても、在職している医師や職員から当該請求者に係る優生手術の実施に関する事実の聴取が得られるのであれば、認定にあたっての重要な判断材料となります。

実際の医療機関への調査の依頼については、請求を受け付けた都道府県から個別の請求者ごとに行われます。そのため、実際の調査は、具体的に優生手術等が行われた時期が特定されている中、その範囲内で行っていただくことが基本になりますので、都道府県から調査依頼を受けた場合には、可能な限り速やかに調査していただき、回答していただきますようお願いいたします。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報保護法（平成15年法律第57号）第18条第3項第1号及び第27条第1項第1号の、利用目的の制限や第三者提供に当たっての制限の適用除外となります。

2. 診断書作成等

（1）受診者への配慮等

本一時金については、対象となる方の多くが、疾病や障害を抱えた方であることが想定されるとともに、診断書作成のために医療機関を受診することに心理的な抵抗があることも考えられます。この点を踏まえ、各医療機関においては、診断書の取得のために受診した方について、特段の配慮をお願いいたします。

施行規則において、本一時金を請求する際には、請求者は、「請求にかかる生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書」を請求書に添付することとされています。

（2）診断書の周知

診断書については、こども家庭庁において、様式（別添1）を作成し、対象者の方や、請求受付の窓口となる都道府県に示しているところです。貴会におかれましても管下の医療機関等に対して、様式を周知して頂き、必要に応じて医療機関にも備え付けて頂きますようお願いいたします。

（3）診断書の作成料等

診断書の作成に関しては、一時金の支給認定後に請求者に対し、診断料及び診断書作成料が支払われます。請求者が診断料及び診断書作成料の支払いを受けるにあたっては、請求書提出の際に、これらの額等が記載された支給申請書を添付する必要があります。これについても、こども家庭庁で様式（別添2）を作成し、対象者の方や請求受付の窓口となる都道府県に示していますので、貴会におかれましても管下の医療機関等に対して、様式を周知して頂き、必要に応じて、医療機関に備え付けて頂きますようお願いいたします。

国から請求者に対して支払われる診断書の作成にかかる費用の上限は、施行規則において、診断料については健康保険の診療方針及び診療報酬の例により算定されるものとし、診断書作成料については5千円とされていますので、ご承知置きください。

3. 制度の周知広報

法において、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続き等についての周知を行うこととされており、その際には、関係者の協力を得て行うこととされています。

支給対象となる方に確実に情報を届けられるよう、貴会におかれても、例えば、管内の医療機関等へのポスター・リーフレット（別添4～6）の配布や、都道府県の担当窓口の案内等、制度の周知広報にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

<添付資料>

別添1：旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書

別添2：旧優生保護法一時金支給請求に関する診断料等支給申請書

別添3：診断書記載の手引き

別添4：旧優生保護法一時金ポスター

別添5：旧優生保護法一時金リーフレット

別添6：分かりやすい旧優生保護法一時金リーフレット

別添7：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律関係資料

(照会先)

こども家庭庁成育局母子保健課

電話：03-6862-0565

こ成母第 168 号
令和 6 年 4 月 5 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等
に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（通知）

昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）」に規定されている一時金の支給の請求期限を 5 年延長する「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 12 号。以下「法」という。）が令和 6 年 3 月 29 日に成立し、本日施行されたところである。本法の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては、管内市町村にも周知して頂くようお願いする。

記

第 1 一時金の支給の請求期限の延長

一時金の支給の請求の期限が令和 6 年 4 月 23 日（施行日から 5 年を経過する日）までとなっているところ、これを 5 年延長し、令和 11 年 4 月 23 日（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行の日（平成 31 年 4 月 24 日）から起算して 10 年を経過する日）までとすること。

第 2 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

以上

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年四月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第十二号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書

1. 請求者情報

ふりがな		性別	生年月日
請求者 氏名		男・女	(大正・昭和・西暦) 年 月 日
請求者 住所	〒 都・道 府・県		

2. 既往歴

(有 ・ 無)

3. 自覚症状

(有 ・ 無)

4. 手術痕

	男性	女性
手術 痕の 位置 (図 示)		
位置や 長さ	(位置) (長さ)	(位置) (長さ)

5. 備考欄

--

※記入欄に書き切れない場合は、別紙にご記入いただき、添付してください。

医療機関名

記載日時

年

月

日

住所

担当医師

旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書

内閣総理大臣 殿

下記のとおり、旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料及び診断料の支給を受けたいので、申請します。

年 月 日 請求者氏名

1. 請求者の情報

チェック欄

※ 旧優生保護法一時金支給請求書の「1. 請求者の情報」と同一場合は、右のチェック欄に✓してください。

→ ☐

ふりがな		性別	生年月日
請求者 氏名		男・女	(大正・昭和・西暦) 年 月 日
請求者 住所	〒 都・道 府・県		
	(電話番号) ()		

2. 請求額の情報

チェック欄

診断書作成料として、「3. 領収書欄」に記載がある額（その額が5,000円を超える場合は5,000円）について、支給を請求します。また、診断料として、「3. 領収書欄」に記載がある額（その額の上限は健康保険の診療方針及び診療報酬の例によります）について、支給を申請します。

※ よろしければ、右のチェック欄に✓してください。

※※ 診断料は診療報酬点数表における初診料の所定点数相当額（令和元年10月1日時点の診療報酬点数表では2,880円。診療報酬改定により変動しますのでご注意ください。）まで公費負担の対象となります。

※※※ 一時金支給が認定されれば、一時金とあわせて、旧優生保護法一時金支給請求書に記載の口座に振り込まれます。

→ ☐

3. 領収書欄（医療機関において記載してください）

領収書			
診断書作成料	金		円
診 断 料	金		円
年 月 日	医療機関名		
代表者氏名			

※診断料は、医療保険適用外の問診等を行った場合にのみ記載してください。

医師のみなさまへのお願い

～旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書の作成に当たって～

(1) 「旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書」について

- 「旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書」は、請求者が当時優生手術を受けたことを証明する診断書ではなく、生殖を不能にする手術もしくは放射線照射を受けたことによるものである可能性がある所見が現存しているかどうか（主には当時の手術痕が残っているかどうか）を医師に客観的に確認していただき、記載して頂くものです。
- この診断書は、こども家庭庁に設置される「旧優生保護法一時金認定審査会」が、支給認定の判断をする際に参考とする資料であり、これをもって、請求者が、優生手術を受けたこと（もしくは受けていないこと）を確定するものではありません。
- したがって、手術痕が無い場合は無い旨をご記載いただき、手術痕の存在が確認できる場合は、当該手術痕が優生手術によるものかどうか判断がつかない場合であっても、現認できる手術痕について記載した上で、備考欄に、何の手術によるものか判断ができない旨を記載してください。
例えば、放射線照射を受けた場合や、帝王切開等とあわせて優生手術を受けた場合などもあることから、手術痕が無い、又は、はっきりと確認できないことだけをもって、不認定となるものではありません。
- また、上記のとおり、診断書は現在手術痕が残っているか等を記載するものですので、当時、優生手術を行った医療機関が記載することを想定しているのではなく、請求者にとって利便のよい医療機関で作成頂くことを想定しています。
- この診断書は、優生手術等を実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定に当たっての重要な資料となるため、請求者には可能な限り提出をお願いしています。医師のみなさまにおかれては、診断書の作成につき、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いします。
また、一時金を請求される方の多くが、疾病や障害を抱えた方であることが想定されるとともに、受診することに心理的ストレスを感じる方もおられることを前提に、プライバシーの確保や請求者の気持ちに寄り添った対応など特段の配慮をお願いいたします。

(裏面に続く)

(2) 診断書の記載事項について

1. 請求者情報

一時金を請求される方（診断の対象となる方）の氏名・性別・生年月日・住所をご記載ください。

2. 既往歴、3. 自覚症状欄

基本的には、通常の診療と同様に、特に限定することなく既往歴・自覚症状をご記載ください。また、手術痕を診察する際に、手術痕に係る既往歴や自覚症状があるようであれば、ご記載ください。

4. 手術痕

- 手術痕が認められる場合、手術痕の位置や長さについてご記載ください。手術痕はあるが、優生手術による所見かどうかわからない場合は、5. 備考欄に何の手術によるものか判断ができない旨をご記載ください。
- 手術痕が無い場合は、無い旨をご記載ください。

5. 備考欄

上記のほか、付記すべき事項等がある場合、備考欄にご記載ください。

旧優生保護法による 優生手術などを受けた方へ 一時金を受けとることができます。

「旧優生保護法一時金支給法」の趣旨について

平成31年4月24日に「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、公布・施行されました。

法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方
（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）

- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方
（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

一時金の金額

320万円（一律）

請求手続きについて

- 請求期限は、令和11年4月23日です。
- お住まいの都道府県の窓口で請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- 請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、旧優生保護法一時金の特設サイトに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

【請求期限：令和11年4月23日】

法改正により、請求期限が5年延長されました。

お問い合わせ先

具体的な一時金の請求や相談に関することは、
お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。



旧優生保護法一時金
特設サイト

こども家庭庁
旧優生保護法一時金相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753
✉ メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp
🕒 受付時間 10:00～17:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

こどもまんなか
こども家庭庁

旧優生保護法による 優生手術などを受けた方へ 一時金を受けとることができます。

「旧優生保護法一時金支給法」の趣旨について

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方

（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方

（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

一時金の金額

320万円（一律）です。

※支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

請求手続きについて

- 請求期限は、令和11年4月23日です。
- お住まいの都道府県の窓口にご請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- 請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、旧優生保護法一時金の特設サイトに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

請求書の記載事項や添付書類について

▶ 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載してください。

▶ 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。

- ・ 住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
- ・ 現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください）

※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。

- ・ 上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
- ・ その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関などから入手した優生手術などの実施に関する書類など）
- ・ 一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）

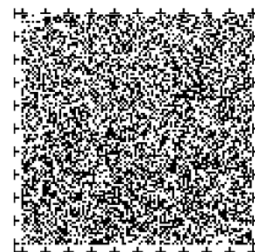
【請求期限：令和11年4月23日】

法改正により、請求期限が5年延長されました。

お問い合わせ先

▶ 具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。

▶ また、こども家庭庁にも一時金の制度全般に関する相談窓口を設置しています。裏面をご参照照ください。

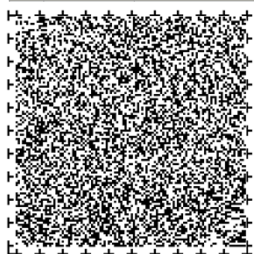


このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード（Uni-Voiceコード）です。

都道府県 受付・相談窓口 一覧

令和6年4月1日現在

No	都道府県	窓口	電話・FAX・✉ メールアドレス・🌐 ホームページ		
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711 (専用)	FAX 011-232-4240	✉ hofuku.kodomol@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (専用)	FAX 017-734-8091	✉ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015 (専用)	FAX 019-629-5464	✉ AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322 (専用)	FAX 022-211-2591	✉ kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431 (専用)	FAX 018-860-3821	✉ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (専用)	FAX 023-625-4294	✉ yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294 (専用)	FAX 024-521-7747	✉ kosodate@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (専用)	FAX 029-301-3264	✉ shoutail@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064	FAX 028-623-3070	✉ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606	FAX 027-226-2100	✉ jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (専用)	FAX 048-830-4804	✉ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332 (児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター	FAX 043-224-4085	🌐 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206 (専用)	FAX 03-5388-1401	✉ S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250 (専用)、045-210-4727	FAX 045-210-8860	🌐 https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-U/offer/UserLoginDispNon.action?tempSeq=5953&accessFrom=
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197	FAX 025-285-8757	✉ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525 (専用)	FAX 076-444-3493	✉ akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495 (専用)	FAX 076-225-1423	✉ yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286 (こども未来課)のほか県内各健康福祉センター	FAX 0776-20-0640	✉ kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360 (専用)	FAX 055-223-1475	✉ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143 (専用)	FAX 026-235-7170	✉ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877 (専用)	FAX 058-278-3518	✉ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157 (専用)	FAX 054-221-3521	✉ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009 (専用)	FAX 052-954-7493	✉ kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260 (専用)	FAX 059-224-2270	✉ sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3567	FAX 077-528-4868	✉ boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100 (専用)	FAX 075-414-4792	✉ kyuh0-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196 (専用)	FAX 06-6910-6610	✉ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439 (専用)	FAX 078-362-3913	✉ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643 (専用)	FAX 0742-27-8643	✉ boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642 (健康推進課)のほか県保健所	FAX 073-428-2325	✉ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法相談・請求受付窓口	電話 0857-26-7145 (福祉保健課)のほか県内総合事務所	FAX 0857-26-8116	✉ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012974 (専用)、0852-22-6625 (専用)	FAX 0852-22-6328	✉ kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870 (専用)	FAX 086-226-7871	✉ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040 (専用)	FAX 082-502-3674	✉ fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946 (専用)	FAX 083-933-2759	✉ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300 (専用)のほか県保健所	FAX 088-621-2843	✉ kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900 (専用)	FAX 087-806-0207	✉ kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405 (健康増進課)のほか県保健所	FAX 089-912-2399	✉ healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727 (専用)	FAX 088-823-9658	✉ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175 (専用)	FAX 092-643-3260	✉ ichijikin@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856 (専用)	FAX 0952-25-7300	✉ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446 (専用)	FAX 095-825-6470	✉ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352 (専用)	FAX 096-383-1427	✉ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760 (専用)	FAX 097-506-1735	✉ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210 (専用)	FAX 0985-26-7336	✉ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374 (専用)	FAX 099-286-5561	✉ ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	電話 098-866-2457	FAX 098-866-2433	✉ aa031305@pref.okinawa.lg.jp



こども家庭庁旧優生保護法一時金相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 📠 FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp

🕒 受付時間 10:00~17:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

※窓口に関する詳細は、旧優生保護法一時金特設サイトや各都道府県のホームページなどをご確認ください。

旧優生保護法一時金特設サイト



きゅう ゆう せい ほ ご ほう

旧優生保護法 による

こ

子どもが できなくなる

し ゆ じゅつ

手術などをうけた人へ

ひと

かね

お金を 受けとる ことができます。

きゅうゆうせい ほ ご ほう いち じ きん し きゅうほう

旧優生保護法一時金支給法 について

へいせい ねん がつ きゅうゆうせい ほ ご ほう いち じ きん し きゅうほう ほうりつ
平成 31年 4月 に「旧優生保護法一時金支給法」という 法律 が できました。

この 法律 には 本人 の 気持ち も 聞かれる ことなく

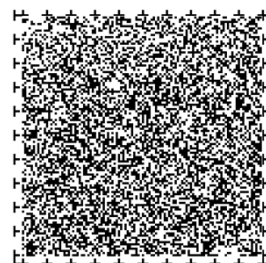
子ども が できなくなる 手術 などを 受け

からだ や 心 に 大きな 苦しみ や 痛み を 受けた こと について

おわび すると かいて あります。

この 法律 は 子ども が できなくなる 手術 などを 受けた 人 に

お金を 払う ことを さだめて います。

せい きゅう き げん れい わ ねん がつ にち
【請求期限：令和11年4月23日】ほうかいせい せいきゅうきげん ねんえんちょう
法改正により、請求期限が5年延長されました。

こどもまんなか

こども家庭庁

お^{かね}金 を うけとる こと が できる
人 は どのような 人 ですか？

しょう わ ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち あいだ
昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 の 間に

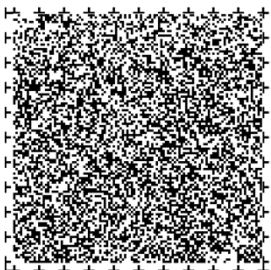
- こ ども が できなく なる しゅじゅつ 手術 を うけた ひと 人
- こ ども が できなく なるよう に ほうしゃせん 放射線 を あてられた ひと 人 です。

うけとる お^{かね}金 は いくら ですか？

ひとり まん えん
一人 320万円 です。

いつまで て づつ 手続き が できますか？

れい わ ねん がつ にち
令和 11年 の 4月 23日 まで です。



お金の受けとる手続きの方法が
わからなかったり相談したい人は
すとうふけんかていちょうまどぐち
住んでいる都道府県やこども家庭庁の窓口
に相談しましょう。

- ^{と どう ふ けん}都道府県 ^{ま ど ぐ ち}の 窓口 ^{つぎ}は 次 ^の ページ ^にあります。
- ^{か て い ち ょう}こども家庭庁 ^{ま ど ぐ ち}の 窓口


 でんわばんごう
 電話番号 03-3595-2575


 ふあつくす
 FAX 03-3595-2753

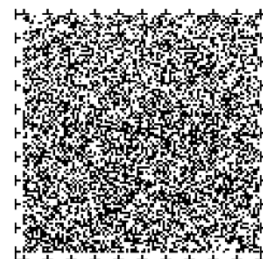
✉ メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp

 **受付時間** 10:00～17:00 (月曜日 から 金曜日。土日祝日 年末年始 を 除く。)

かね ほうほう お金をうけとるための方法



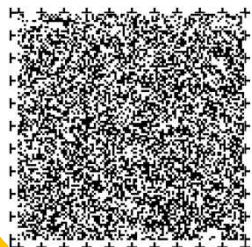
- ① 請求書 を かきます
(請求書の かき方が わからなかったら 都道府県の 窓口 に 相談 できます)
- ② 手続き に 必要な 資料 (手術 を うけた ことが わかる 診断書 や 住民票 や 障害者手帳 の コピー など) を 手に いれます
- ③ 住んでいる 都道府県の 窓口 に ① の 請求書 ② の 資料 を 出します
(郵便 で おくる ことも できます)



と どう ふ けん まど ぐち 都道府県 の 窓口

れいわ ねん がつ にち げんざい
令和6年4月1日 現在

No	都道府県	窓口	電話・FAX・✉ メールアドレス・🌐 ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711 (専用) FAX 011-232-4240 ✉ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (専用) FAX 017-734-8091 ✉ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015 (専用) FAX 019-629-5464 ✉ AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322 (専用) FAX 022-211-2591 ✉ kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431 (専用) FAX 018-860-3821 ✉ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (専用) FAX 023-625-4294 ✉ yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294 (専用) FAX 024-521-7747 ✉ kosodate@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (専用) FAX 029-301-3264 ✉ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 ✉ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 ✉ jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (専用) FAX 048-830-4804 ✉ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 🌐 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206 (専用) FAX 03-5388-1401 ✉ S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 🌐 https://ds hins ei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/LoginDispNon.action?tempSeq=5953&accessFrom=
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 ✉ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525 (専用) FAX 076-444-3493 ✉ akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495 (専用) FAX 076-225-1423 ✉ yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	けんこうふくしゅ 健康福祉部こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286 (こども未来課)のほか県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 ✉ kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360 (専用) FAX 055-223-1475 ✉ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143 (専用) FAX 026-235-7170 ✉ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877 (専用) FAX 058-278-3518 ✉ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157 (専用) FAX 054-221-3521 ✉ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009 (専用) FAX 052-954-7493 ✉ kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260 (専用) FAX 059-224-2270 ✉ sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 ✉ boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都市旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100 (専用) FAX 075-414-4792 ✉ kyuhou-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196 (専用) FAX 06-6910-6610 ✉ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439 (専用) FAX 078-362-3913 ✉ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643 (専用) FAX 0742-27-8643 ✉ boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642 (健康推進課)のほか県保健所 FAX 073-428-2325 ✉ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法相談・請求受付窓口	電話 0857-26-7145 (福祉保健課)のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 ✉ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012-974 (専用)、0852-22-6625 (専用) FAX 0852-22-6328 ✉ kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870 (専用) FAX 086-226-7871 ✉ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040 (専用) FAX 082-502-3674 ✉ fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946 (専用) FAX 083-933-2759 ✉ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300 (専用)のほか県保健所 FAX 088-621-2843 ✉ kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900 (専用) FAX 087-806-0207 ✉ kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405 (健康増進課)のほか県保健所 FAX 089-912-2399 ✉ healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727 (専用) FAX 088-823-9658 ✉ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175 (専用) FAX 092-643-3260 ✉ ichijikin@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856 (専用) FAX 0952-25-7300 ✉ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446 (専用) FAX 095-825-6470 ✉ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352 (専用) FAX 096-383-1427 ✉ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760 (専用) FAX 097-506-1735 ✉ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210 (専用) FAX 0985-26-7336 ✉ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374 (専用) FAX 099-286-5561 ✉ ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433 ✉ aa031305@pref.okinawa.lg.jp



くわしくは こども家庭庁 の 特設サイト や 各都道府県 の ホームページ など を みてください。
 旧優生保護法一時金特設サイト
 「旧優生保護法 による 優生手術 等 を 受けた 方へ」
<https://www.cfa.go.jp/kyuuyuuseiichijikin/>



旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年四月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第十二号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

事 務 連 絡
令和6年4月5日

別記団体 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について
(再依頼)

医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全については、「医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）」（平成30年4月25日付け子母発0425第1号・子家発0425第2号・医政総発0425第1号・障企発0425第1号）、「保護施設における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）」（平成30年6月29日付け子母発0629第1号・社援保発0629第1号）及び「医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について（再依頼）」（令和4年8月31日付け子母発0831第3号・子家発0831第2号・医政総発0831第1号・社援保発0831第1号・障企発0831第1号）において、依頼をしたところです。

今般、別添のとおり、改めて、当該資料が適切に保全されるよう都道府県、指定都市及び中核市を通じて依頼したところですので、貴団体におかれては、会員医療機関・施設に対して周知いただくよう御協力をお願いいたします。

以上

(照会先)
こども家庭庁成育局母子保健課
電話：03-6862-0505

(別記団体)

日本医師会

日本産婦人科医会

四病院団体協議会

全国社会福祉協議会

全国児童心理治療施設協議会

全国児童自立支援施設協議会

全国婦人保護施設等連絡協議会

全国身体障害者施設協議会

日本知的障害者福祉協会

日本重症心身障害福祉協会

全国肢体不自由児施設運営協議会